

## 茨城県地域公共交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）の策定概要

### 制度の概要

- 地域実情に応じた最適なバスネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行を支援する。
- 厳しい経営状況にあるバス事業者の負担軽減や老朽更新による安全確保・利用者利便を図るため、バス車両の更新等を支援する。
- 補助対象事業者の経常費用は、補助対象期間の前々補助対象期間を最終とする過去3年間の実績の平均により算出することとする。
- 補助対象事業者の経常収益は、補助対象期間の前々補助対象期間を最終とする過去3年間の実績の平均により算出することとする。

### 今回作成する計画の概要

#### ●地域間幹線系統確保維持計画【令和6年度計画（R5.10.1～R6.9.30）】

対象事業者	令和6年度（今回申請）		参考 令和5年度	
	系統数	補助申請額（千円）	系統数	補助申請額（千円）
茨城交通(株)	22	129,692	22	121,585
関東鉄道(株)	14	70,852	14	68,892
関鉄グリーンバス(株)	4	5,862	4	5,526
茨城急行自動車(株)	5	14,013	5	12,805
朝日自動車(株)	2	8,033	2	5,001
合計	47	228,452	47	213,809

#### ●車両減価償却費補助

対象事業者	令和6年度（今回申請）		参考 令和5年度	
	車両数	補助申請額（千円）	車両数	補助申請額（千円）
茨城交通(株)	15	18,972	11	15,380
朝日自動車(株)	1	945	1	1,260
合計	16	19,917	12	16,640

新型コロナウイルス感染症の影響による特例について

①計画輸送量が15人未満となる系統の取扱いについて

令和5年6月1日付で国土交通省から発出された事務連絡により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る補助要件の緩和が示されたことに基づき、計画輸送量が15人未満となる系統であっても、計画運送収入に「R2年度、R3年度及びR4年度に国から追加交付された地域公共交通確保維持改善事業費補助金の額と、R2年度、R3年度及びR4年度に地方自治体から交付された新型コロナウイルスの影響による運送収入減少の補填を目的とした補助金の額（以下、「追加交付額等）」を算入して算定した輸送量が15人以上であれば補助対象とする。

【参考】地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等について（令和5年6月1日付け事務連絡）

1. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について

- (1) 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。」について、令和2年度、令和3年度及び令和4年度における実績輸送量が、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人未満となっても、これにより補助対象外とすることはない。
- (2) 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれ」における1日あたりの輸送量（以下「計画輸送量」という。）の計算においては、交付要綱別表1及び別表3の注意書き1～3における「計画運送収入」（交付要綱様式1-5の運送収入）に、交付要綱（令和3年2月16日付け国総地第96号他）附則第22条第2項、交付要綱（令和4年2月15日付け国総地第61号他）附則第20条第2項及び交付要綱（令和5年3月3日付け国総地第91号他）附則第2条第2項の規定に基づき交付された補助金額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運送収入の減収分を補填する等の目的により交付された地方公共団体等の補助金額を収入として算入できるものとする。なお同計算方法を採用した場合でも、計画輸送量が1日あたり15人未満となる場合においては、実情を鑑み個別に判断することとする。

②様式1-1表2における経常収益について（計画案 P.21～24、P.33～34、P.40、P.47～48、P.54～55）

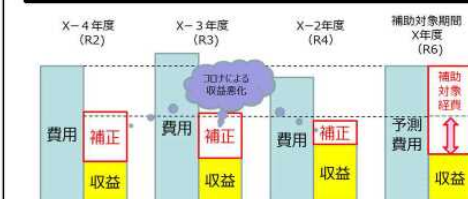
令和5年6月1日付で国土交通省から発出された事務連絡に基づき、R6年度計画における補助申請額（計画額：ラ）の算出にあたっては、R4年度の経常収益（経常収益：ヤ）及びR3年度の経常収益（経常収益：ヤ'）、R2年度の経常収益（経常収益：ヤ"）に追加交付額等を加える。

③様式1-5について（計画案 P.30～31、P.36～37、P.40～45、P.51～52、P.68～69）

上記①及び②の特例により、追加交付額等を加えて算出した経常収支と輸送量を把握する必要があることから、様式1-5については、経常収益に追加交付額等を加えて算出したものと、加えずに算出したものを2種類作成する。

【参考】

③ 交付要綱改正（令和5年度予算）によって、以下のように経常収益へ算入  
※全事業者、算入は義務（R4年度～R6年度計画のみ）



様式1-5（経常収益）の算定時の対応

○補助金による効果を図ること、3カ年平均のキロ当たり経常収益を適切なものとするための措置であり、計画輸送量を算定するためのものではない。よって、特別収益には計上せず、経常収益（運送収入でも可）に必ず計上すること。

※ 算入した経常収益は、R6計画上の基準期間・前年・前々年（R4,R3,R2）の経常収益として記載。（様式1-1表2のヤ欄へ）